

住宅型有料老人ホーム

ここち江坂

重要事項説明書

株式会社ベネッセスタイルケア

本書記載の内容は 2021 年 4 月 1 日時点の料金、消費税率に基づいています。

重 要 事 項 説 明 書

1 . 事 業 主 体 概 要

事 業 主 体 名	株式会社ベネッセスタイルケア (以下、「ベネッセスタイルケア」といいます。)
代 表 者 名	代表取締役 滝山 真也
所 在 地	〒163 - 0905 東京都新宿区西新宿2丁目3番1号新宿モノリスビル

その他事業主体詳細につきましては、添付の行政様式をご参照ください。

2 . 施 設 概 要

【名称・施設について】

名 称	ここち江坂
所 在 地	大阪府吹田市広芝町10番14 - 101号
電 話 番 号 F A X 番 号	06 - 6386 - 5350 06 - 6386 - 5351
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造地上13階建(1階の一部及び2～5階を使用)1棟
土地建物の所有形態	土地・建物とも事業主体非所有
居 室 ・ 定 員 数	67室・71名
居 室 の 種 類	全室個室 介護を要する状態になったことによる居室の住み替えはございません。
主要な居室付帯設備	ナースコール、介護用電動ベッド、トイレ、洗面、冷暖房設備、テレビ配線・電話配線
開 設 年 月 日	2017年6月1日
施 設 長	北山 千佳

その他当ホームの施設設備等の詳細につきましては、添付の行政様式をご参照ください。

【厚生労働省の定める表示事項】

類 型	住宅型有料老人ホーム
居住の権利形態	利用権方式 居住部分と生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。
利用料の支払方式	選択方式 終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して受領する「全額前払い方式」(1)、終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を前払いとして一括して受領し、その他は月払いする「一部前払い・一部月払い方式」(2)と、前払金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする「月払い方式」(3)いずれかを利用者が選択できます。 1 および2 ベネッセスタイルケアでは「入居金型方式」と呼んでいます。 3 ベネッセスタイルケアでは「月額支払型方式」と呼んでいます。

入居時の要件	入居時自立・要支援・要介護
介護保険	在宅サービス利用可 介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用することができます。
一般居室	全室個室

3. 事業理念/運営方針

事業理念	<ul style="list-style-type: none"> ・基本を守って、安心・安全を提供します。 ・その方の全てを受容し、尊厳をおまもりします。 ・その方のできないことだけを支援し、自立性を高めていただきます。 ・お1人おひとりのリズムに合った個別ケアを行います。生活スケジュールの押しつけはいたしません。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・この仕事にたずさわれる感謝を常に忘れず、ご入居者の心身両面の支えとなります。 ・ご入居者のお話を心の耳で聴き、共感します。 ・ご入居者のことを人生の先輩として尊敬し、その方のことをたくさん知るようにつとめます。 ・ご入居者の喜びを自分自身の喜びととらえ、毎日が輝くお手伝いをあきらめることなく追求していきます。 ・一回でも多く、ご入居者に笑っていただけるよう、ご入居者と一緒に楽しみます。

4. サービスの内容

居室の利用	定められた居室および各種共有スペースの提供
日常生活支援	共用部分の清掃・整理・ごみの処理、日常衣類の洗濯などの日常生活の支援
食事の提供	1日3食および茶菓子の提供

その他のサービス

立替金サービス	管理規程をご参照ください。 *ホームの利用料に含まれない、個人的な支出のお支払いのためのサービスです。また、現金そのもの自体をお渡しする運用はできませんので、ご了承ください。
有料サービス	添付の「有料サービス一覧表」をご参照ください。

介護サービスが必要な場合

- ・介護保険の要介護認定を受けている場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に依頼してケアプランを作成、要支援認定を受けている場合にはご住所を置かれている市区町村が設置する地域包括支援センターに依頼して介護予防ケアプランを作成した上で、訪問介護(介護予防訪問介護)等の居宅サービス事業者と契約を締結することにより、各種の介護サービスを利用できます。
- ・介護サービス利用のご希望がある場合には、ホームまでご相談願います。

5 . 職員体制と職務内容

職員の人数、資格等の詳細につきましては、添付の行政様式をご参照ください。

職 種	主な職務内容
管理者	ホーム全般の管理・運営
サービススタッフ	ご利用者への基本サービスの提供
看護職員	ご利用者の日常的な健康相談
調理員	調理
事務スタッフ	受付・経理・総務事務
その他スタッフ	施設営繕・車両運転等

6 . 利用状況

ご入居の利用者の人数および性別、年齢、要介護度別の内訳につきましては、添付の行政様式をご参照ください。

7 . 利用者の条件

利用者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結時に原則満 6 5 歳以上の方 満 6 5 歳未満の方はご相談ください。 ・ 規定の利用料の支払いが可能な方 ・ 公的な医療保険に加入されている方 ・ 公的な介護保険に加入されている方 ・ 保証人を定められる方 身元保証会社等を保証人とすることを希望される場合や保証人を定められない場合にはご相談ください。 ・ 当ホームの利用契約書・管理規程等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方
利用をお断りする場合	<p>以下の各項に該当する場合は利用をお断りする場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関への恒常的な入院加療を要するなど、当ホームにおいて適切なサービスの提供が困難な方 ・ 暴力をふるう等他の人に害を及ぼすおそれがある方 ・ 感染症等を有し他の利用者に感染させるおそれのある方

8 . 保証人の条件・義務等

利用者には保証人を 1 名定めていただきます。保証人は個人とします。

<p>利用契約に定める保証人の義務</p> <p>詳しい内容については、「利用契約書」該当条項を参照願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当ホームの利用契約から生ずる、利用者のすべての債務の連帯保証（但し、保証人が利用者と連帯して保証する金額には、限度額を定めています。詳細については、利用契約書を参照願います。） ・ 利用契約終了時の利用者の身柄引取り ・ 利用者の治療、入院に関する手配の協力 ・ 利用者の治療等に関して、医療機関から医療同意を求められ、利用者がその意思を示すことができない場合、利用者に代わってその対応および手続きを行うこと ・ 利用契約終了時に利用者が生存していない場合の、返還金等の返還先銀行口座の指定 等 <p>保証人が上記義務の履行が困難になった場合には、利用者は新たな保証人を速やかに選定し、ベネッセスタイルケアに通知します。</p>
---	--

9 . 利用開始日の変更

利用者が、利用開始日の変更を希望する場合、利用開始日の前日までに利用契約の規定に即して解約手続きを行います。ただし、利用者が解約手続きを行わず、利用開始日が到来した場合には、利用開始日は契約書記載の日付となり、変更はできません。

詳しい内容については、「利用契約書」該当条項を参照願います。

1 0 . 体験利用

契約を希望されている方は、正式な契約締結前に「体験利用」をしていただけます。

料 金	<p>6泊7日 52,800円（税込）</p> <p>「6泊7日」の定額料金です。</p> <p>介護保険は適用されません。</p> <p>上記料金には食費、水光熱費、日常生活支援サービス費が含まれます。</p>
-----	--

体験利用時は、後述の「有料サービス」は行っておりません。

1 1 . 入居金（入居金型契約を選択した場合）

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結時に入居金をお支払いいただきます。 ・ 入居金は、居室および共用施設の家賃相当額の全部または一部です。 ・ 入居金は、想定居住期間等を勘案し、地域不動産の家賃相場等を考慮に入れて算出します。 ・ 入居金は消費税非課税です。また、入居金には利息は付きません。 ・ 月額支払型契約を選択した場合、入居金の支払いはありません。
-----	--

標準入居金の 算定方法	<p>入居金は、以下の算定式に則って算定しています。</p> <p>入居金(家賃相当額の全部または一部) = (1か月分の家賃相当額の全部または一部) × (想定居住期間*1) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてベネッセスタイルケアが受領する額*2)</p> <p>*1 当社既存ホームを元に統計的に算定し、60ヶ月と設定しています。</p> <p>*2 想定居住期間を超えて入居が継続している場合に必要の家賃相当額として算定し、標準入居金額の30%としています。</p>
標準入居金と 年齢基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用契約書に記載の入居金および返還金額は、利用開始時に満年齢が75歳以上の方に適用される「標準入居金」の場合の金額です。 ・ 利用開始時の満年齢が75歳未満の方へは、入居金/返還金を別途ご提示させていただきます。 ・ 利用者が2名の場合(定員2名の居室の設定がある場合のみ) どちらか満年齢の若い方を対象に入居金、返還金を設定します。
返 還 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居金の償却方法は以下のとおりです。(標準入居金の場合) 利用者の年齢にかかわらず、利用開始日に、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてベネッセスタイルケアが受領する額として標準入居金の3割相当額を「利用開始時償却()」します。 「利用開始時償却額」は返還対象外となります。 ・ 「利用開始時償却額」以外の入居金は、利用開始日の属する月から起算して、当該居室タイプの月次償却額を毎月償却します。(標準入居金の場合の償却期間は60ヶ月です。) * 1円未満の端数調整のため、1ヶ月目の月次償却額は通常月と異なる場合があります。 * 月途中で利用契約が開始もしくは終了した月においては、30日で除した日割り計算にて算出します。 ・ 返還金の算定方法は以下のとおりです。(標準入居金の場合) 返還金は、利用者の年齢にかかわらず、契約終了日が償却期間を経過していない場合には、月次償却額に、「残月数()」を乗じた金額を返還します。このとき、利用契約または償却期間が月途中で終了する場合には、当該月における未償却日数分の返還額(月次償却額を30で除した日割り計算にて算出)と合計して返還します。 当該返還金は、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、銀行口座への振り込みにより利用者に返還します。 入居金の償却が完了し、入居金残高がない場合には、返還金はありません。また、追加の入居金を支払う必要もありません。 「残月数」は、償却期間から利用開始日が属する月から起算して契約が終了または解約された日が属する月までの月数を減じた月数を指します。ただし、その計算結果が0以下となる場合、残月数は0とします。 ・ 契約終了時に債務がある場合、入居金残高からその額を控除、残額を返金します。 ・ 前項の債務が入居金残高を上回る場合、その額を追加で別途請求します。 ・ 入居金残高がない場合にも上記と同様となります。

3ヶ月以内の契約の終了	契約が利用開始日から3ヶ月以内に終了した場合、入居金全額を利用者に返還します。この場合、月額施設利用料、有料サービスの対価のほか、入居金にかえて利用開始日から契約終了日までの期間について「契約が3ヶ月以内に終了した場合の家賃相当額」をお支払いいただきます。（この家賃相当額は、月額施設利用料に含まれる家賃相当額とは別にお支払いいただくものです。）
-------------	---

1 2 . 敷金（月額支払型契約を選択した場合）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結時に敷金をお支払いいただきます。 ・ 入居金型契約を選択した場合、敷金の支払いはありません。 ・ 契約債務の担保金として、敷金をお預かりします。 ・ 敷金は消費税非課税です。また、敷金には利息は付きません。 ・ 契約終了時、滞納や債務がない場合は、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、敷金全額を銀行口座への振り込みにより返金します。 ・ 利用料の不払いがあった場合には、敷金から充当する場合があります。 詳しい内容については、「契約書」の該当条項を参照願います。
--

1 3 . 利用料

（1）月額施設利用料

<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額施設利用料は、月次のお支払いとなります。 <p>月額施設利用料の項目と内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 家賃相当額（非課税） <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室および共用施設の家賃相当額の一部（入居金型契約） ・ 居室および共用施設の家賃相当額（月額支払型契約） 2 . 食材費（消費税課税） <ul style="list-style-type: none"> ・ 食材費 3 . 管理費（消費税課税） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持・管理費、水道費、共用部の電気料金・ガス料金、厨房運営費等 <p>食材費は、所定の期限までに欠食の届けをした場合は、料金をいたしません。</p> <p>利用者が2名の場合（定員2名の居室の設定がある場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どちらか1名が死亡または退居した場合には、死亡または退居した日の属する月の翌月から、月額施設利用料が「1名利用」の料金に変更されます。 ・ 利用者が2名の場合、利用者は、ベネッセスタイルケアに対して、書面で退去の申し入れを行うことにより、利用者どちらか1名はいつでも退去することができます。

(2) その他の費用

<p>「有料サービス」と 支払方法</p>	<p>利用料に含まれない有料サービスを別途設定しています。有料サービスは、利用した月の請求時にあわせて精算 / 請求します。</p> <p>「ご家族等の利用者居室での宿泊」について 利用者以外の方が、利用者居室およびその他居室に宿泊することはできません。但し、以下の限定的期間においては、ベネッセスタイルケアが認めた場合に限り、ご家族等の利用者居室での一時的な宿泊を許可することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時 ・ 終末期の看取り時 <p>この場合、有料サービス一覧表に定める利用料をご負担いただきます。 なお、利用者不在時のご家族だけの宿泊は認められません。</p>
<p>日常生活に関わる 費用の負担区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用を負担します。 ・ 利用者が、当ホームまたはその設備、備品等を汚損または毀損、滅失、その他原状を変更した場合には、利用者の選択により、直ちに自己の費用により原状に復するか、またはその対価を支払って損害を賠償します。 ・ ホームの利用に付随して生ずる「日常生活に関わる費用」は、その内容・性格により、利用料に含まれるものと含まれないものに区分しています。区分基準と具体的な内容・内訳は、利用契約書を参照願います。

1 4 . 費用の改定

<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額施設利用料および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。 ・ 入居金、敷金、家賃相当額は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税法が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。軽減税率についても、その内容の定めに従い、当該料金を変更します。
--

1 5 . 支払方法

<p>入居金 / 敷金 の支払方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結後、請求書を発行いたします。お支払方法は、請求書記載の振込期日（原則として、請求書到着日の翌日から起算して1週間後以降に設定される）までに指定銀行口座へ振込みのみとさせていただきます。 振込み以外でのお支払いはご遠慮願います。 お振込みは、利用者または保証人の名義とし、振込手数料は、利用者の負担となります。 銀行振込の振込依頼書等の控えをもって、ベネッセスタイルケアの預り証等に代えさせていただきますので、お振り込み時の振込依頼書等の控えを、大切に保管いただきますようお願いいたします。
---------------------------	--

利用料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途指定いただく利用者 / ご家族の金融機関口座からの自動振替を原則としています。 利用契約締結時に口座振替の手続きをご案内します。 金融機関での手続きが完了するまでの1～2ヶ月間は銀行口座へのお振込みとなります。 ・ 請求書記載の指定銀行口座への振込によるお支払いも可能です。 ・ 前月の利用に係る料金その他精算を必要とする費用に関する請求書を毎月15日までに送付します。自動振替の場合は当月26日にご指定いただいた銀行口座（法人名義の口座はご指定いただけません。）より引き落とし、お振込の場合は当月26日までに指定口座にお振込み願います。 お振込みは、利用者または保証人の名義とし、振込手数料は、利用者の負担となります。 26日が金融機関の休業日の場合は翌営業日 ・ 領収証は入金月の翌月に発行いたします。 領収書の再発行はできかねますので、お手元に届いた領収書は、大切に保管いただきますようお願いいたします。 ・ 利用者が2名の場合（定員2名の居室の設定がある場合のみ） 以下の費目については、ご利用者ごとに請求明細が作成されます。 有料サービス / 立替金 / 不在時・欠食時の割引
----------	---

16. 費用計算基準

入居金型契約の場合

時期	請求 / 返金項目	計算基準 / その他
契約締結時	入居金	利用開始日を基準に「利用開始時償却」されます。 この額は返還対象外となります。
利用開始月	月額施設利用料 (家賃相当額・食材費・管理費)	「日割り請求基準」により、日額積算にて算定します。 利用開始日が月初1日の場合は規定の「月額料金」となります。 * 食材費は、1食単位で算定します。
通常月	月額施設利用料 (家賃相当額・食材費・管理費)	月額料金にて算定します。 * 食材費は、1食単位で算定します。
契約終了月	月額施設利用料 (家賃相当額・食材費・管理費)	「日割り請求基準」により、日額積算にて算定します。 契約終了日が月末の場合は規定の「月額料金」となります。 * 食材費は、1食単位で算定します。
	入居金	ホームの利用期間に応じて規定の「返還金」を返金します。 入居金の償却が完了し、入居金残高がない場合には返還金はありません。

「利用開始時償却額」以外の入居金は、利用開始日の属する月より月次で償却されます。（但し、月途中で利用契約が開始もしくは終了した月においては、30で除した日割り計算にて算出します。）
月額施設利用料の家賃相当額の請求がない料金プランもあります。

月額支払型契約の場合

時期	請求 / 返金項目	計算基準 / その他
契約締結時	敷金	債務担保として預託
利用開始月	月額施設利用料 (家賃相当額・食材費・管理費)	「日割り請求基準」により、日額積算にて算定します。 利用開始日が月初1日の場合は規定の「月額料金」となります。 *食材費は、1食単位で算定します。
通常月	月額施設利用料 (家賃相当額・食材費・管理費)	月額料金にて算定します。 *食材費は、1食単位で算定します。
契約終了月	月額施設利用料 (家賃相当額・食材費・管理費)	「日割り請求基準」により、日額積算にて算定します。 契約終了日が月末の場合は規定の「月額料金」となります。 *食材費は、1食単位で算定します。
	敷金	原則、全額無利息で返金。 債務がある場合には控除。

17. 保全措置

ベネッセスタイルケアは、老人福祉法および関連する厚生労働省令等の定めに基づき、支払いを受けた入居金のうち、契約書の規定に基づき利用者に将来返還をするべき予定額について、必要な保全措置を講じます。

敷金については、保全措置を講じておりません。

保全措置の内容は、利用契約書をご参照ください。

18. 欠食 / 2泊3日以上不在時の扱い

(1) 欠食時の扱い

8日前までに所定の用紙にて申請することにより、1食単位で料金をいただきません。

(2) 2泊3日以上不在時の請求の考え方

2泊3日以上不在の場合の「不在期間」算定基準

「不在期間」は「外出初日とホームに戻った日を除いた実質不在日」を基準に計算します。

例) 7 / 25 ~ 7 / 30 (5泊6日) の間不在の場合 不在期間 (割引算定基準) 4日

食材費の取扱い	8日前までに所定の用紙にて申請することにより、不在期間について欠食時と同様に請求はありません。
---------	---

上記以外の費目の割引はありません。

19 . 契約の終了

利用者からの解約	<p>利用者は、ベネッセスタイルケアに対して、少なくとも1ヶ月前に書面で通知することによりいつでも本契約を解約することができます。ただし、利用開始日の前日までにベネッセスタイルケアに対して書面で解約の申し入れを行った場合には、利用者はいつでも本契約を解約することができます。</p> <p>「1ヶ月前」とは暦月での基準となります。例えば、7月20日契約解除のご希望があれば、前月6月20日以前の「契約解除届」提出が必要となります。</p>
ベネッセスタイルケアからの解約	<p>次の事由に該当する場合には、ベネッセスタイルケアは、少なくとも3ヶ月前に利用者および保証人に対して理由を示した書面により解約を申し入れることにより、本契約を解約することができます。この場合、ベネッセスタイルケアは、利用者および保証人に対して説明および協議の場を設けるものとします。</p> <p>利用者が、利用料その他の支払いを1ヶ月以上滞納したとき 利用契約「禁止または制限される行為」の規定のいずれかに違反したとき 保証人が利用契約「保証人」の規定を遵守しなかったとき 利用者が、重篤な感染症にかかり、または保持し、利用者に対する通常の介護方法では感染を防止することができないとき 利用者・保証人または利用者の家族・その他の関係者の言動及び要望等が、利用者自身または他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身、生命または財産に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼしたとき 利用者、保証人または利用者の家族・その他関係者が、ベネッセスタイルケアの事業運営に支障を及ぼしたとき 利用者が、医療施設への恒常的な入院入所を要する状態となるなど、本施設において利用者に対する適切な本件サービスの提供が困難であると合理的に判断されるとき 利用者が本施設を不在にする期間が連続して3ヶ月を超え、本施設への復帰が困難、あるいは利用者に復帰の意思がないと合理的に判断されるとき 天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小するとき 利用者・保証人または利用者の家族が、ベネッセスタイルケアまたはその従業員あるいは他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき</p> <p>上記 以外については、利用者自身、他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身、生命または財産に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすときは、3ヶ月前に理由を示した書面による申し入れをせずに、解約することができます。</p>

ベネッセスタイルケア都合による他施設への移動	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の老朽化、増改築の実施、その他やむを得ない事情により、施設の使用継続が困難であるとベネッセスタイルケアが判断した場合、利用者および保証人は、本契約を解約することに合意します。 ・上記の場合、ベネッセスタイルケアは、利用者に、移動先として他の施設を指定するものとします。 ・利用者および保証人は、移動先の施設における新たな利用契約を締結できるものとします。
契約の自動終了	<p>次の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が死亡したとき
居室明け渡し時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約終了後の居室の使用 契約終了日までに居室が明け渡されない場合には、契約終了日（ご逝去による退去の場合は、契約終了日の14日後）の翌日から起算して居室明け渡し日までの期間について、利用契約書に定める料金を、ホームより請求することができます。 ・ 月額施設利用料 契約終了/居室明け渡し月の月額施設利用料は、「日割り請求基準」をもとに算定します。 ・ 入居金・敷金および契約終了/居室明け渡し月の費用精算 入居金は、契約終了日までを利用期間として償却されます。（但し、契約終了日以降に居室明け渡しとなる場合は、この限りではありません。） 返還金の残高がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居金型契約の入居金または月額支払型契約の敷金については、返還すべき金額から、契約終了/居室明け渡し月に利用した月額施設利用料、有料サービス、立替金、原状回復に要する費用、その他利用月に精算が必要な費目を精算し、返金額または追加の請求額を確定します。 ・ 返金額がある場合には、契約終了日と居室の明け渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに一括にて銀行口座への振り込みにより返金いたします。 ・ 追加の請求額がある場合には、請求額が確定し次第、請求書を発行いたします。 返還金の残高がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約終了/居室明け渡し月に利用した月額施設利用料、有料サービス、立替金、その他利用月に精算が必要な費目を積算し、請求額を確定します。 ・ 請求額が確定し次第、請求書を発行いたします。

20 . 医療関連

協力医療機関	<p>協力医療機関とは、当ホームが利用者の日常の健康管理等を行う為に当ホームと協定関係にある医療機関です。</p> <p>協力医療機関の詳細は添付の行政様式をご参照ください。</p> <p>ベネッセスタイルケアと協力医療機関は、経営主体を異にするものです。</p>
--------	--

医療機関との医療サービスに関する契約について	<p>医療サービスに関する契約は、利用者・ご家族が医療機関と直接ご契約いただくものです。かかりつけ医を、協力医療機関とするか、または他の医療機関とするかは、利用者・ご家族でお選びいただきます。</p> <p>医療サービス・費用等に関する質問や問合せは、直接医療機関にお願いいたします。</p> <p>医療費は利用者の負担となります。</p> <p>ホームにて実施する定期健康診断については、ベネッセスタイルケア指定の医療機関等にて受診いただきます。</p>
利用者が医療を要する場合および緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病・負傷等により治療が必要となった場合には、利用者の意思を確認し、保証人の同意を得て、協力医療機関、近隣の診療所等の受診に協力します。協力医療機関以外の受診・治療は、原則、ご利用者・ご家族にてご対応をお願いいたします。 <li style="padding-left: 20px;">医療費は利用者の負担となります。 ・ 入院治療を必要とする場合は、利用者の意思を確認し、保証人の同意を得て、医師の判断/指示により、近隣病院への入院の協力をいたします。入院による不在が3ヶ月を超えた場合には、契約維持について、ホームよりご利用者/ご家族にご相談させていただきます。 <li style="padding-left: 20px;">医療費は利用者の負担となります。 <li style="padding-left: 20px;">入院期間における利用料の取扱いについては、「2泊3日以上不在時の扱い」に準じます。 ・ 夜間・緊急時の対応については、ホーム利用開始時に、「夜間・緊急時対応確認書」を作成、ご提出いただき、連絡先・対応方法を確認します。 <li style="padding-left: 20px;">ホームでは、あくまで「人命尊重」の原則に従って緊急時対応を行います。ご家族への連絡がつかなかった場合、ご家族からの指示をいただかないうちに、救急処置、緊急入院・手術などの医療処置におよぶ場合があります。
終末期の看取り対応について	<p>利用者や利用者の家族のご希望に応じ、協力医療機関の医師も含めて話し合いの場を持ち、利用者・家族の状況および当ホーム・かかりつけ医療機関等の体制を考慮の上、看取り対応の可否を個別に判断いたします。したがって、看取りの対応に関しましては、利用者および保証人の意向に添えない場合があります。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ予防接種（年1回）：利用料に含まれます。 ・ 医師は配置していません。 ・ 看護職員は専門有資格者（看護師・准看護師）ですが、法規上、診療行為や医師の指示のない診療補助業務を行うことはできません。 ・ 看護職員が行うのは日常の「健康相談」です。専門知識・経験を活かして、ご利用者の心身状況の把握や協力医療機関との連携をとります。

2 1 . 苦情解決の体制

運営懇談会	<p>ベネッセスタイルケアは、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、契約当事者が意見交換を行う場として運営懇談会を設置し、年1回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催します。運営懇談会の構成員は、利用者、保証人、当ホームの管理者ならびにその他の職員とします。</p>
-------	--

相 談 窓 口	<p>ベネッセスタイルケアは、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、本件サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。</p> <p>【当ホーム内窓口】『施設概要』参照 【ベネッセスタイルケア ご意見受付窓口】 フリーダイヤル：0120-251-662 受付時間：平日 9：30～18：00 土曜・日曜・祝日 休み 定休日はベネッセスタイルケアの本社事務所の休業日（土日祝祭日・年末年始等）に準じます。</p>
---------	---

2 2 . 事故発生時等の対応

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡をとるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。 ・ベネッセスタイルケアは、状況、処置等の記録を残し、必要に応じて市区町村へ報告します。 ・ベネッセスタイルケアは、対処方法について、ホーム内で対応マニュアルを定めており、都度その原因を解明し、再発生しないように対策を講じます。
火災・非常災害時の対応	<p>施設・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当ホームは、有料老人ホームとして、該当する建築基準関係法令および消防関係法令に適合しています。 ・また、関係諸法令に従い、火災・非常災害時に備えて、避難経路の確保、消防用設備機器の設置、防災資材の使用などの必要な処置をおこなっています。 <p>防火管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームでは消防関係法令に従い、火災・非常災害時に備えて、防火管理者を定め、具体的な消防計画を作成、管轄消防署に届出をしています。 ・定期的に消防用設備等の点検を実施すると共に、管轄消防署の指導のもとで、年2回の定期消防訓練を実施しています。 ・また、防火管理者のもとに、防火担当責任者・火元責任者を配置し、日常の防火管理を徹底すると共に、職員の防災教育を適宜実施、自衛消防隊を組織して、火災発生時に備えています。

2 3 . 損害賠償

- ・ベネッセスタイルケアは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険に加入しています。
- ・ベネッセスタイルケアは、本件サービスの提供に伴って、ベネッセスタイルケアの責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼし、法的な賠償責任を負う場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。
- ・ベネッセスタイルケアは、利用者が快適かつ心身ともに充実し安定した生活を営んでいただくために、最善の注意をもってサービス提供を行うよう努めておりますが、通常の注意義務を超えて事故等が発生し、その原因がベネッセスタイルケアに起因しない場合には、責任を負いかねる場合があることを、予めご同意ください。よって、例えば、完全な転倒防止等をお約束することはいたしかねます。

2 4 . 秘密保持・個人情報の取扱い

秘 密 保 持	ベネッセスタイルケアは、本件サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示または漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後においても同様の効力を有します。
個人情報の取扱い	ご提供いただく個人情報の取扱いについては、別に定める書面にてベネッセスタイルケアが説明し、同意いただきたい事項についてはご署名をいただきます。

2 5 . その他

やむを得ず身体拘束等を行う場合の手續	<p>ホームは、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、確認書を取り交わします（継続して行う場合は、概ね1か月毎取り交わします）。その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある場合には、開示します。</p> <p>また、身体拘束廃止・虐待防止のために以下の取り組みを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の責任者をホーム長とします ・苦情解決体制の整備 ・職員会議にて、定期的に虐待防止のための啓発・周知 ・身体拘束廃止のための指針の策定 ・マニュアルの整備 ・年1回以上、研修の実施 ・「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の月1回以上の定期開催 ・虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、保証人または利用者のご家族、および行政機関への速やかな報告
--------------------	---

入居金型契約《入居金 / 利用料》

入居金

(非課税)

居室タイプ	料金プラン	入居金	利用開始時の償却額 1	月次償却額 2
A1	基本	2,950,000 円	885,000 円	34,416 円
A1	b	4,930,000 円	1,479,000 円	57,516 円
A1	c	7,030,000 円	2,109,000 円	82,016 円
A2	基本	3,400,000 円	1,020,000 円	39,666 円
A2	b	5,800,000 円	1,740,000 円	67,666 円
A2	c	8,110,000 円	2,433,000 円	94,616 円
A3	基本	5,100,000 円	1,530,000 円	59,500 円
A3	b	8,700,000 円	2,610,000 円	101,500 円
A3	c	12,180,000 円	3,654,000 円	142,100 円
A4	基本	6,000,000 円	1,800,000 円	70,000 円
A4	b	10,200,000 円	3,060,000 円	119,000 円
A4	c	14,346,000 円	4,303,800 円	167,370 円
A5	基本	5,600,000 円	1,680,000 円	65,333 円
A5	b	9,200,000 円	2,760,000 円	107,333 円
A5	c	12,680,000 円	3,804,000 円	147,933 円
A6	基本	6,500,000 円	1,950,000 円	75,833 円
A6	b	10,700,000 円	3,210,000 円	124,833 円
A6	c	14,846,000 円	4,453,800 円	173,203 円
B1	基本	6,500,000 円	1,950,000 円	75,833 円
B1	b	11,000,000 円	3,300,000 円	128,333 円
B1	c	15,578,000 円	4,673,400 円	181,743 円
B2	基本	7,300,000 円	2,190,000 円	85,166 円
B2	b	11,800,000 円	3,540,000 円	137,666 円
B2	c	16,378,000 円	4,913,400 円	191,076 円

返還金算出ルール

$$\text{返還金} = \text{入居金} - \text{利用開始時の償却額} - (\text{月次償却額} \times \text{利用期間} \quad 3)$$

- 1 「利用開始時の償却額」は入居金の30%です。この額は返還対象外となります。
- 2 「月次償却額」とは、入居金型契約における入居金算定時の「1ヶ月分の家賃の額」です。(1ヶ月目の月次償却額は、端数調整のため、通常月の月次償却額と異なる月があります。)
- 3 「利用期間」とは、利用開始日の属する月から契約終了日の属する月までの月数。但し、契約終了日以降に居室明渡しとなる場合は、この限りではありません。(月途中で利用契約が開始もしくは終了した月においては、30で除した日割り計算にて算出します。)

月額施設利用料

(税込)

居室タイプ	利用人数	料金プラン	家賃相当額 (消費税非課税)	食材費	管理費	合計
A1	1名利用	基本	68,000円	36,900円	114,400円	219,300円
A1	1名利用	b	35,000円	36,900円	114,400円	186,300円
A1	1名利用	c	0円	36,900円	114,400円	151,300円
A2	1名利用	基本	78,500円	36,900円	120,226円	235,626円
A2	1名利用	b	38,500円	36,900円	120,226円	195,626円
A2	1名利用	c	0円	36,900円	120,226円	157,126円
A3	1名利用	基本	118,000円	36,900円	141,900円	296,800円
A3	1名利用	b	58,000円	36,900円	141,900円	236,800円
A3	1名利用	c	0円	36,900円	141,900円	178,800円
A4	1名利用	基本	139,100円	36,900円	153,450円	329,450円
A4	1名利用	b	69,100円	36,900円	153,450円	259,450円
A4	1名利用	c	0円	36,900円	153,450円	190,350円
A5	1名利用	基本	118,000円	36,900円	141,900円	296,800円
A5	1名利用	b	58,000円	36,900円	141,900円	236,800円
A5	1名利用	c	0円	36,900円	141,900円	178,800円
A6	1名利用	基本	139,100円	36,900円	153,450円	329,450円
A6	1名利用	b	69,100円	36,900円	153,450円	259,450円
A6	1名利用	c	0円	36,900円	153,450円	190,350円
B1	1名利用	基本	151,300円	36,900円	160,270円	348,470円
B1	1名利用	b	76,300円	36,900円	160,270円	273,470円
B1	1名利用	c	0円	36,900円	160,270円	197,170円
B1	2名利用	基本	151,300円	73,800円	237,270円	462,370円
B1	2名利用	b	76,300円	73,800円	237,270円	387,370円
B1	2名利用	c	0円	73,800円	237,270円	311,070円
B2	1名利用	基本	151,300円	36,900円	160,270円	348,470円
B2	1名利用	b	76,300円	36,900円	160,270円	273,470円
B2	1名利用	c	0円	36,900円	160,270円	197,170円
B2	2名利用	基本	151,300円	73,800円	237,270円	462,370円
B2	2名利用	b	76,300円	73,800円	237,270円	387,370円
B2	2名利用	c	0円	73,800円	237,270円	311,070円

特別食(利用者1名あたり)

特別食の場合は、1食1,650円(税込)となります。

管理費は、施設の維持・管理費、水道費、共用部の電気料金・ガス料金、厨房運営費等に充当します。

食材費は、1日3食を30日提供した場合の金額です。1食あたりは以下のとおりです。以下の「朝食、昼食、夕食」の食材費については軽減税率の対象とし、一食につき640円以下(税抜)の食材費は、消費税8%に基づいて記載しています。食材費は、所定の期限までに欠食の届けをした場合は、料金をいたしません。(税込)

費目	朝食	昼食	夕食
1食当たりの金額	302円	464円	464円

月額支払型契約《敷金 / 利用料》

敷金

(非課税)

居室タイプ	金額
A1	702,600円
A2	810,600円
A3	1,218,000円
A4	1,434,600円
A5	1,267,800円
A6	1,484,400円
B1	1,557,600円
B2	1,637,400円

契約が終了し、かつ利用者から居室の明渡しを受けた場合、ベネッセスタイルケアは、敷金を利用者に返還します。

月額施設利用料

(税込)

居室タイプ/利用人数		家賃相当額 (消費税非課税)	食材費	管理費	合計
A1	1名利用	117,100円	36,900円	114,400円	268,400円
A2	1名利用	135,100円	36,900円	120,226円	292,226円
A3	1名利用	203,000円	36,900円	141,900円	381,800円
A4	1名利用	239,100円	36,900円	153,450円	429,450円
A5	1名利用	211,300円	36,900円	141,900円	390,100円
A6	1名利用	247,400円	36,900円	153,450円	437,750円
B1	1名利用	259,600円	36,900円	160,270円	456,770円
B1	2名利用	259,600円	73,800円	237,270円	570,670円
B2	1名利用	272,900円	36,900円	160,270円	470,070円
B2	2名利用	272,900円	73,800円	237,270円	583,970円

特別食(利用者1名あたり)

特別食の場合は、1食1,650円(税込)となります。

管理費は、施設の維持・管理費、水道費、共用部の電気料金・ガス料金、厨房運営費等に充当します。

食材費は、1日3食を30日提供した場合の金額です。1食あたりは以下のとおりです。以下の「朝食、昼食、夕食」の食材費については軽減税率の対象とし、一食につき640円以下(税抜)の食材費は、消費税率8%に基づいて記載しています。食材費は、所定の期限までに欠食の届けをした場合は、料金をいたしません。(税込)

費用	朝食	昼食	夕食
1食当たりの金額	302円	464円	464円

介護サービス等の一覧表

	月額の利用料等で、実施するサービス		別途利用料を徴収した上で、実施するサービス		備 考
介護サービス					
巡回 食事介助 排泄介助・おむつ交換 おむつ代 入浴(一般浴)介助・清拭 特浴介助 身辺介助(移動・着替え等) 機能訓練 通院介助(協力医療機関) 通院介助(協力医療機関以外)	なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし	あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり	なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし	あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり	ナースコールにて緊急時対応 実費
生活サービス					
居室清掃 リネン交換 日常の洗濯 居室配膳・下膳 入居者の嗜好に応じた特別な食事 おやつ 理美容師による理美容サービス 買い物代行(通常の利用区域) 買い物代行(上記以外の区域) 役所手続き代行 金銭・貯金管理	なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし	あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり	なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし	あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり	週2回(ホームの洗濯機・乾燥機で対応できるものに限り ます。衣類のたたみは致しません。) 体調不良時に実施 実費
健康相談サービス					
定期健康診断 健康相談サービス 生活指導・栄養指導 服薬支援 生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし なし なし なし なし	あり あり あり あり あり	なし なし なし なし なし	あり あり あり あり あり	年1回 実費

介護サービス等の一覧表

	月額の利用料等で、実施するサービス		別途利用料を徴収した上で、実施するサービス		備 考
入退院時・入院中のサービス					
移送サービス(協力医療機関)	なし	あり	なし	あり	
移送サービス(協力医療機関以外)	なし	あり	なし	あり	
入退院時の同行(協力医療機関)	なし	あり	なし	あり	
入退院時の同行(協力医療機関以外)	なし	あり	なし	あり	
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	

《介護サービスが必要な場合》

- ◆ 介護保険の要介護認定を受けている場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼してケアプランを作成、要支援認定を受けている場合にはご住所を置かれている市区町村が設置する地域包括支援センターに依頼して介護予防ケアプランを作成した上で、訪問介護（介護予防訪問介護）等の居宅サービス事業者と契約を締結することにより、各種の介護サービスを利用できます。
- ◆ 介護サービス利用のご希望がある場合には、ホームまでご相談願います。

《 有料サービス一覧表 》

(税込)

No.	項目	内容/基準	単価
1	<p>ご家族等の利用者居室での宿泊 (※)</p> <p>※ご家族等が、一時的に利用者居室に宿泊することができるサービスです。このサービスは、以下の限定的期間において、ベネッセスタイルケアが事前に認めた場合に限り、ご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始時 ・終末期の看取り時 <p>なお、利用者不在時のご家族だけの宿泊は認められません。</p> <p>*施設・設備利用料です(寝具・リネン類はホームにてご用意します)</p> <p>*食事は含まれません</p> <p>*前日までの申込みが必要です(ご利用者の急な体調変化に伴う付き添い希望の場合等にご相談ください)</p>	1泊2日 1名あたり	1,100 円
2	<p>ご家族等への食事の提供</p> <p>*8日前までの申込みが必要です</p> <p>*申込期限を過ぎてのキャンセルはキャンセル料(全額)をいただきます</p>	朝食	308 円
		昼食	473 円
		夕食	473 円
		特別食	1,650 円

※ 上記サービスはホーム利用者のご家族等に提供するものです。

《添付書類》

以下は、行政の定める重要事項説明書様式に準じた表記です。

行政の定める重要事項説明書に記載の利用料は、消費税率（10%）に基づきます。消費税率が改定された場合は、改定の内容および法令等の定めに従い、料金を変更します。

重要事項説明書

記入年月日	2021年04月01日
記入者名	北山 千佳
所属・職名	こち江坂 ホーム長

1 事業主体概要

名称	(フリガナ) カブシキガイシャベネッセスタイルケア 株式会社ベネッセスタイルケア	
主たる事務所の所在地	〒163-0905 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル	
連絡先	電話番号/FAX番号	03-6836-1111 / 03-6836-1101
	メールアドレス	-
	ホームページアドレス	http://www.benesse-style-care.co.jp/
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 滝山 真也	
設立年月日	1995年09月07日	
主な実施事業	介護保険指定事業(訪問介護、通所介護他)、保育事業	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(フリガナ) ココチエサカ こち江坂	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	住宅型	
所在地	〒564-0052 大阪府吹田市広芝町10番14-101号	
主な利用交通手段	OsakaMetro 御堂筋線・北大阪急行線「江坂駅」下車、徒歩3分(約190m)	
連絡先	電話番号	06-6386-5350
	FAX番号	06-6386-5351
	ホームページアドレス	http://www.benesse-style-care.co.jp/
管理者(職名/氏名)	ホーム長 / 北山 千佳	
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日・登録日(登録番号)	2017年06月01日 / 2017年03月28日	

3 建物概要

土地	権利形態		抵当権		契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間								
	面積	1396.84 m ²							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	2017年04月01日～2017年03月31日							
	延床面積	9890.1 m ² (うち有料老人ホーム部分 地上1階の一部及び2～5階、3105.91 m ²)							
	竣工日	2017年03月06日			用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建造物		その他の場合：					
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：					
	階数	13階		(地上 13階、地階		-階)			
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
	居室の状況	総戸数	67戸		届出又は登録(指定)をした室数			67室(67室)	
部屋タイプ		トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積*壁芯法による	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)
一般居室個室		○	○	×	×	×	18.7 m ²	3	
一般居室個室		○	○	×	×	×	19.3 m ²	6	
一般居室個室		○	○	×	×	×	19.7 m ²	1	
一般居室個室		○	○	×	×	×	19.8 m ²	3	
一般居室個室		○	○	×	×	×	19.9 m ²	4	
一般居室個室		○	○	×	×	×	20.0 m ²	6	
一般居室個室		○	○	×	×	×	20.2 m ²	6	
一般居室個室		○	○	×	×	×	20.3 m ²	3	
一般居室個室		○	○	×	×	×	20.6 m ²	6	
一般居室個室		○	○	×	×	×	20.7 m ²	3	
一般居室個室		○	○	×	×	×	21.2 m ²	4	
一般居室個室		○	○	×	×	×	21.3 m ²	3	
一般居室個室		○	○	×	×	×	22.1 m ²	3	
一般居室個室		○	○	×	×	×	24.1 m ²	4	
一般居室個室		○	○	×	×	×	34.7 m ²	4	
一般居室個室		○	○	×	○	○	40.9 m ²	4	
一般居室相部屋(夫婦・親族)		○	○	○	○	○	44.5 m ²	3	
一般居室相部屋(夫婦・親族)	○	○	○	○	○	44.8 m ²	1		
共用施設	共用トイレ	6ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			0ヶ所		
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			6ヶ所		
	共用浴室	個室 5ヶ所		大浴場			0ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	チェア一浴 0ヶ所		その他			2ヶ所		
				その他:			リフト浴、ストレッチャー浴		
	食堂兼機能訓練室	1ヶ所		面積			222.4 m ²		
	機能訓練室	ヶ所		面積			m ²		
	利用者や家族が利用できる調理設備	なし							
	エレベーター	ストレッチャー対応 2ヶ所							
	廊下	中廊下 1.8m /			片廊下			なし	
	汚物処理室	4ヶ所							
緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり		
	通報先		担当スタッフのPHS		通報先から居室までの到着予定時間 約1分				
その他	事務所(兼健康管理室)、相談室※訪問介護事業所と兼用、談話室 他								

消防用 設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)			
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・この仕事にたずさわられる感謝を常に忘れず、ご入居者の心身両面の支えとなります。 ・ご入居者のお話を心の耳で聴き、共感します。 ・ご入居者のことを人生の先輩として尊敬し、その方のことをたくさん知るようにつとめます。 ・ご入居者の喜びを自分自身の喜びととらえ、毎日が輝くお手伝いをあきらめることなく追求していきます。 ・一回でも多く、ご入居者に笑っていただけるよう、ご入居者と一緒に楽しみます。 	
サービスの提供内容に関する特色	<p>ご利用者の毎日が輝くために</p> <p>○私は、この仕事にたずさわられる感謝を常に忘れず、ご利用者の心身両面の支えとなります。</p> <p>○私は、ご利用者のお話を心の耳で聴き、共感します。</p> <p>○私は、ご利用者のことを人生の先輩として尊敬し、その方のことをたくさん知るようにつとめます。</p> <p>○私は、ご利用者の喜びを自分自身の喜びととらえ、毎日が輝くお手伝いをあきらめることなく追求していきます。</p> <p>○私は、一回でも多く、ご利用者に笑っていただけるよう、ご利用者と一緒に楽しみます。</p>	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	なし	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	なし	
健康管理の支援（供与）	なし	看護職員を配置し、健康相談を実施します。
状況把握・生活相談サービス	なし	必要に応じて状況把握サービスを行う場合があります。
	提供内容	
	サ高住の場合、常駐する者	
健康診断の定期検診	委託	ホーム提携機関
	提供方法	定期健康診断(年1回)
利用者の個別的な選択によるサービス	(別添2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照	
虐待防止	<p>ホームは、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人およびご家族に十分説明を行い、確認書を取り交わします（継続して行う場合は、概ね1か月毎取り交わします）。その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある場合には、開示します。</p> <p>また、身体拘束廃止・虐待防止のために以下の取り組みを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の責任者をホーム長といたします ・苦情解決体制の整備 ・職員会議にて、定期的に虐待防止のための啓発・周知 ・身体拘束廃止のための指針の策定 ・マニュアルの整備 ・年1回以上、研修の実施 ・「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の月1回以上の定期開催および検討結果を職員への周知徹底を図ります ・身体拘束を行う場合、1ヶ月に1回以上、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会の開催（なお、「身体拘束廃止・虐待防止委員会」と兼ねて開催する場合がございます） ・虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、保証人または利用者のご家族、および行政機関への速やかな報告 	
身体的拘束		

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(フリガナ) ココチエサカケアステーション ここち江坂ケアステーション
主たる事務所の所在地	〒163-0905 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル
事務者名	(フリガナ) カブシキガイシャベネッセスタイルケア 株式会社ベネッセスタイルケア
併設内容	訪問介護等

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	
主たる事務所の所在地	
事務者名	
連携内容	

(医療連携の内容) ※治療費は自己負担

医療支援	その他		
	その他の場合：	ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡をとるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。	
協力医療機関	名称	医療法人社団 日翔会 日翔会病院	
	住所	大阪府茨木市駅前3丁目6番23号	
	診療科目	内科、皮膚科、精神科	
	協力内容	その他	
			協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	医療法人 愛成会 めぐみクリニック	
	住所	大阪府吹田市上山手町23-12	
	診療科目	内科、皮膚科	
協力内容	その他		
		協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)	
協力歯科医療機関	名称	なし	
	住所		
	協力内容		

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他の場合：	
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	変更の内容	
	便所の変更	変更の内容	
	浴室の変更	変更の内容	
	洗面所の変更	変更の内容	
	台所の変更	変更の内容	
	その他の変更	変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	入居時自立・要支援・要介護
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結時に原則満65歳以上の方 ※満65歳未満の方はご相談ください。 ・ 常時または随時、身の回りのお世話や見守りが必要な方 ・ 規定の利用料の支払いが可能な方 ・ 公的な医療保険に加入されている方 ・ 公的な介護保険に加入されている方 ・ 保証人を定められる方 ※身元保証会社等を保証人とすることを希望される場合や保証人を定められない場合にはご相談ください。 ・ 当ホームの利用契約書・管理規程等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方
契約の解除の内容	<p>【利用者からの解約】</p> <p>利用者は、ベネッセスタイルケアに対して、少なくとも1ヶ月前に書面で通知することによりいつでも本契約を解約することができます。ただし、利用開始日の前日までにベネッセスタイルケアに対して書面で解約の申し入れを行った場合には、利用者はいつでも本契約を解約することができます。</p> <p>※「1ヶ月前」とは暦月での基準となります。例えば、7月20日契約解除のご希望があれば、前月6月20日以前の「契約解除届」提出が必要となります。</p> <p>【契約の自動終了】</p> <p>次の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が死亡したとき

事業主体から解約を求める場合	解約条項	<p>【ベネッセスタイルケアからの解約】</p> <p>次の事由に該当する場合には、ベネッセスタイルケアは、少なくとも3ヶ月前に利用者および保証人に対して理由を示した書面により解約を申し入れることにより、本契約を解約することができます。この場合、ベネッセスタイルケアは、利用者および保証人に対して説明および協議の場を設けるものとします。</p> <p>①利用者が、利用料その他の支払いを1ヶ月以上滞納したとき ②利用契約「禁止または制限される行為」の規定のいずれかに違反したとき ③保証人が利用契約「保証人」の規定を遵守しなかったとき ④利用者が、重篤な感染症にかかり、または保持し、利用者に対する通常の介護方法では感染を防止することができないとき ⑤利用者・保証人または利用者の家族・その他の関係者の言動及び要望等が、利用者自身または他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身、生命または財産に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼしたとき ⑥利用者、保証人または利用者の家族・その他関係者が、ベネッセスタイルケアの事業運営に支障を及ぼしたとき ⑦利用者が、医療施設への恒常的な入院入所を要する状態となるなど、本施設において利用者に対する適切な本件サービスの提供が困難であると合理的に判断されるとき ⑧利用者が本施設を不在にする期間が連続して3ヶ月を超え、本施設への復帰が困難、あるいは利用者には復帰の意思がないと合理的に判断されるとき ⑨天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小するとき ⑩利用者・保証人または利用者の家族が、ベネッセスタイルケアまたはその従業員あるいは他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき</p> <p>※上記①以外については、利用者自身、他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身、生命または財産に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすときは、3ヶ月前に理由を示した書面による申し入れをせずに、解約することができます。</p>	
	解約予告期間	3ヶ月	
利用者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	6泊7日：52,800円（税込） ※「6泊7日」の定額料金です。 ※介護保険は適用されません。 ※上記料金には食費、水光熱費、日常生活支援サービス費が含まれます。
入居定員	71人		
その他	■施設の利用にあたっての主な留意事項については、以下の内容のほか管理規程に定めていますので、管理規程をご参照ください。 ○物品管理について ・ホームに持ち込まれる物品の管理は、原則、利用者ご本人、保証人およびご家族にお願いしています。 ・高額な現金や宝飾品等の貴重品の持ち込みはお断りしております。ホームでは、少額であっても現金（金券等含む）はお預かりいたしません。 ○居室利用の留意点について ・居室、共用施設又は敷地内で動物を飼育することは原則できません。 ・ベネッセスタイルケアに承諾を得ることなく、利用者以外の者を居室に宿泊させることはできません。		

5 職員体制
(職種別の職員数)

この項目の情報は、2020年12月実績の情報です。

	職員数 (実人数)			兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	併設訪問介護事業所管理者と兼務
生活相談員				
直接処遇職員	7	1	6	
介護職員				
看護職員	7	1	6	
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員	7	0	7	
サービススタッフ	14	0	14	
事務員	1	0	1	
その他職員	3	0	3	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
社会福祉士				
介護福祉士				
介護福祉士実務者研修修了者				
介護職員初任者研修修了者				
介護支援専門員				

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (22時00分～翌06時00分)		
	平均人数	最少時人数
看護職員	0人	0人
サービススタッフ	1人	1人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務			あり（併設訪問介護事業所管理者と兼務）						
	業務に係る資格等	あり	資格等の名称	介護職員初任者研修						
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0								
前年度1年間の退職者数	0	0								
業務に従事した 職員の 人事 経験 年数 に応じ た 人数	1年未満	0	6							
	1年以上 3年未満	1	0							
	3年以上 5年未満	0	0							
	5年以上 10年未満	0	0							
	10年以上	0	0							
	備考									
従業者の健康診断の実施状況			あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式
利用料金の支払い方式		選択方式
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て 選択
年齢に応じた金額設定		あり 入居金型契約の場合
要介護状態に応じた金額設定		なし
入院等による不在時における利用料金 (月払い)の取扱い		あり 内容： 減額なし(食材費以外の利用料)、1食単位で減額(食材費)
利用料金の改定	条件	<ul style="list-style-type: none"> ・月額施設利用料および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。 ・入居金、敷金、家賃相当額は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。
	手続き	

(代表的な利用料金のプラン)

		別紙参照
入居者の状況	要介護度	
	年齢	
居室の状況	部屋タイプ	
	床面積	
	トイレ	
	洗面	
	浴室	
	台所	
	収納	
入居時点で必要な費用	前払金(家賃、介護サービス費等)	
	敷金	
月額費用の合計		
家賃 (サービス費用 ※介護保険外)	食費	
	状況把握及び生活相談サービス費	

(利用料金の算定根拠等)

家賃	【家賃相当額・入居金】 居室および共用施設等の家賃相当額で、近隣相場を勘案し設定しています。
----	--

敷金	<p>月額支払型契約の家賃相当額の6ヶ月分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結時に敷金をお支払いいただきます。 ・入居金型契約を選択した場合、敷金の支払いはありません。 ・契約債務の担保金として、敷金をお預かりします。 ・敷金は消費税非課税です。また、敷金には利息は付きません。 ・敷金については、保全措置を講じておりません。
	<p>解約時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約終了時、滞納や債務がない場合は、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、敷金全額を銀行口座への振り込みにより返金します。 ・利用料の不払いがあった場合には、敷金から充当する場合があります。 <p>※詳しい内容については、「契約書」の該当条項を参照願います。</p>
前払金	<p>【入居金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居金は居室および共用施設の家賃相当額です。 <p>※家賃相当額は、入居金のほか、月額施設利用料としても設定している場合があります。</p> <p>※面積や眺望等により、家賃相当額が異なる居室が設定されている場合があります。</p> <p>※ホームによってはAタイプ居室（定員1名）、Bタイプ居室（定員2名）が設置されている場合があります。</p> <p>※なお、表中の金額は利用開始日における利用者の満年齢が満75歳以上の場合に適用される標準入居金額です。</p> <p>＜入居金の算定方法＞</p> <p>入居金は、以下の算定式に則って算定しております。</p> <p>①入居金（家賃相当額）</p> <p>=②1か月分の家賃相当額×③想定居住期間*1</p> <p>+④想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてベネッセスタイルケアが受領する額*2</p> <p>*1 当社既存ホームの実績を元に統計的に算定し、60ヶ月と設定しております。</p> <p>*2 想定居住期間を超えて入居が継続している場合に必要の家賃相当額として算定し、標準入居金額の30%としております。</p> <p>※A1タイプ入居金型契約_基本の場合</p> <p>① 2,950,000円</p> <p>②（1ヶ月目）34,456円</p> <p>③（2ヶ月目～60ヶ月目）34,416円</p> <p>④ 60ヶ月</p> <p>⑤（①×30%）885,000円</p> <p>利用開始日における利用者の満年齢に応じて、入居金の額が変動します。</p> <p>＜75歳以上の方＞標準入居金を適用します。</p> <p>＜75歳未満の方＞標準入居金に、以下の金額を加算した金額を適用します。</p> <p>◇月次償却額に、利用開始日から起算して、利用者の満75歳の誕生日までの月数（1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げ。）を乗じた額</p>
状況把握及び生活相談サービス費	
食費	<p>【食材費】</p> <p>1日1,230円、30日で計算した場合、1人あたり36,900円です。</p> <p>（内訳：朝食302円、昼食464円、夕食464円）</p> <p>なお、所定の期限までに欠食の届けをした場合は、1食単位で料金をいただきません。</p> <p>上記の「朝食、昼食、夕食」の食材費については軽減税率の対象とし、一食につき640円以下（税抜）の食材費は、消費税率8%に基づいて記載しています。</p>
管理費	施設の維持・管理費、水道費、共用部の電気料金・ガス料金、厨房運営費等
介護費用	
光熱水費	居室の電気料金・ガス料金は別途自己負担いただきます。

介護保険外費用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用を負担します。 ・利用者が、当ホームまたはその設備、備品等を汚損または毀損、滅失、その他原状を変更した場合には、利用者の選択により、直ちに自己の費用により原状に復するか、またはその対価を支払って損害を賠償します。 ・ホームの利用に付随して生ずる「日常生活に関わる費用」は、その内容・性格により、利用料に含まれるものと含まれないものに区分しています。区分基準と具体的な内容・内訳は、利用契約書を参照願います。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	(別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照
その他のサービス利用料	利用者は、医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用を負担します。

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間 (償却年月数)	60 ヶ月
償却の開始日	入居日 ※当社では「利用開始日」としています。
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)	885,000 円 ※A1 タイプ 入居金型契約_基本 の場合
初期償却額	30 % ※標準入居金の場合 ※利用開始日における利用者の満年齢が満 75 歳以上の方の場合の初期償却率です。満 65 歳以上満 75 歳未満の方の場合には、その年齢により異なります。

返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	<p>契約が利用開始日から3ヶ月以内に終了した場合、入居金全額を利用者に返還します。この場合、月額施設利用料、有料サービスの対価のほか、入居金にかえて利用開始日から契約終了日までの期間について「契約が3ヶ月以内に終了した場合の家賃相当額」をお支払いいただきます。（この家賃相当額は、月額施設利用料に含まれる家賃相当額とは別にお支払いいただくものです。）</p>
	入居後3月を超えた契約終了	<p>・入居金の償却方法は以下のとおりです。 (標準入居金の場合) 利用者の年齢にかかわらず、利用開始日に、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてベネッセスタイルケアが受領する額として標準入居金の3割相当額を「利用開始時償却(※)」します。 ※「利用開始時償却額」は返還対象外となります。 ・「利用開始時償却額」以外に入居金は、利用開始日の属する月から起算して、当該居室タイプの月次償却額を毎月償却します。(標準入居金の場合の償却期間は60ヶ月です。) *1円未満の端数調整のため、1ヶ月目の月次償却額は通常月と異なる場合があります。 *月途中で利用契約が開始もしくは終了した月においては、30日で除した日割り計算にて算出します。</p> <p>・返還金の算定方法は以下のとおりです。 (標準入居金の場合) 返還金は、利用者の年齢にかかわらず、契約終了日が償却期間を経過していない場合には、月次償却額に、「残月数(※)」を乗じた金額を返還します。このとき、利用契約または償却期間が途中で終了する場合には、当該月における未償却日数分の返還額(月次償却額を30で除した日割り計算にて算出)と合計して返還します。 当該返還金は、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、銀行口座への振り込みにより利用者に返還します。 入居金の償却が完了し、入居金残高がない場合には、返還金はありません。 また、追加の入居金を支払う必要もありません。 ※「残月数」は、償却期間から利用開始日が属する月から起算して契約が終了または解約された日が属する月までの月数を減じた月数を指します。ただし、その計算結果が0以下となる場合、残月数は0とします。</p>
前払金の保全先	連帯保証を行う銀行等の名称	株式会社三井住友銀行

7 入居者の状況

(入居者の人数)

この項目の情報は、2020年12月の情報です。

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	13人
	85歳以上	51人
要介護度別	自立・その他	2人
	要支援1	3人
	要支援2	4人
	要介護1	16人
	要介護2	16人
	要介護3	6人
	要介護4	10人
	要介護5	8人
入居期間別	6か月未満	3人
	6か月以上1年未満	5人
	1年以上5年未満	57人
	5年以上10年未満	0人
	10年以上	0人
入居者数		65人

(入居者の属性)

性別	男性	16人	女性	49人	
男女比率	男性	24.6%	女性	75.4%	
入居率	91.5%	平均年齢	88.2歳	平均介護度	2.29

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	1人
	死亡者	6人
	その他	3人
生前解約の状況	施設側の申し出	1人
	入居者側の申し出	4人

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 ホーム	ここと江坂 苦情受付窓口		
電話番号 / FAX	06-6386-5350 / 06-6386-5351		
対応している時間	平日	09:30-17:00	
	土曜	09:30-17:00	
	日曜・祝日	09:30-17:00	
定休日	なし(当ホームは365日営業しております)		
窓口の名称 本社	(株)ベネッセスタイルケア ご意見受付窓口		
電話番号 / FAX	0120-251-662 / -		
対応している時間	平日	09:30-18:00	
定休日	土日、祝日、年末年始		
窓口の名称 所管自治体	吹田市 福祉部 福祉指導監査室 介護事業者担当		
電話番号 / FAX	06-6105-8009 / -		
対応している時間	平日	09:00-17:30	

定休日	土日、祝日、年末年始		
窓口の名称 虐待窓口	吹田市 福祉部 福祉指導監査室 介護事業者担当		
電話番号 / F A X	06-6105-8009 / -		
対応している時間	平日	09:00-17:30	
定休日	土日、祝日、年末年始		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	三井住友海上火災保険株式会社	
	加入内容	福祉事業者総合賠償責任保険	
	その他		
賠償すべき事故が発生したときの対応	<p>・ベネッセスタイルケアは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険に加入しています。</p> <p>・ベネッセスタイルケアは、本件サービスの提供に伴って、ベネッセスタイルケアの責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼし、法的な賠償責任を負う場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。</p> <p>・ベネッセスタイルケアは、利用者が快適かつ心身ともに充実し安定した生活を営んでいただくために、最善の注意をもってサービス提供を行うよう努めておりますが、通常の注意義務を超えて事故等が発生し、その原因がベネッセスタイルケアに起因しない場合には、責任を負いかねる場合があることを、予めご同意ください。よって、例えば、完全な転倒防止等をお約束することはいたしかねます。</p>		
事故対応及びその予防のための指針	あり		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		
		実施日	毎年 12 月頃	
		結果の開示	あり	開示の方法
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付（交付希望者のみ）
管理規程	入居希望者に交付（交付希望者のみ）
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	入居希望者に交付（交付希望者のみ）
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 1 回
		構成員	入居者、家族、ホーム長、職員等
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	

個人情報の保護	<p>【秘密保持】 ベネッセスタイルケアは、本件サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示または漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後においても同様の効力を有します。</p> <p>【個人情報の取扱い】 ご提供いただく個人情報の取扱いについては、別に定める書面にてベネッセスタイルケアが説明し、同意いただきたい事項についてはご署名いただきます。</p>		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡をとるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。 ・ベネッセスタイルケアは、状況、処置等の記録を残し、必要に応じて市区町村へ報告します。 ・ベネッセスタイルケアは、対処方法について、ホーム内で対応マニュアルを定めており、都度その原因を解明し、再発生しないよう対策を講じます。 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり		
合致しない事項がある場合の内容	「入居者の状況（入居定員が2名以上の居室で感染症に罹患した場合）等に応じて適切な数を確保すること」という指針に対し、当ホームでは一時介護室の設置をしておりません。		
「既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明	入居定員が2名以上の居室で感染症が発生した場合は、利用者の意向を伺いながら、一時的にご自宅へお戻り頂く・協力医療機関と連携し入院対応の支援を行う等により、感染症の拡大防止に努めます。		
上記項目以外で合致しない事項	あり		
合致しない事項の内容	「定期的に健康診断の機会（年2回程度、うち1回は胸部 X 線検診による結核検診）を設けるなど、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援すること」という指針に対し、当ホームでは年2回の健康診断の機会提供をしておりません。		
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明	当ホームでは年1回、健康診断の機会提供を行っております。		

添付書類：（別添1）事業主体が大阪府内で実施する介護サービス
（別添2）個別選択による介護サービス一覧表

重要事項説明書及び添付書類の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日

利用者署名① _____ 印

利用者署名② _____ 印

保証人署名 _____ 印

説明年月日 年 月 日

説明者職・氏名

職 _____

氏名 _____ 印

(別添1) 事業主体が大阪府内で実施する介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	6	ベネッセ介護センター豊中	大阪府豊中市岡町3-6アソルティ豊中岡町404
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	14	メディカルホームまどか中百舌鳥	大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁57-21
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
地域密着型通所介護	なし		
居宅介護支援	2	ベネッセ介護センター豊中	大阪府豊中市岡町3-6アソルティ豊中岡町404
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	14	メディカルホームまどか中百舌鳥	大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁57-21
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2) 個別選択による介護サービス一覧表

介護サービス等の一覧表

	月額の利用料等で、実施するサービス	別途利用料を徴収した上で、実施するサービス	備考
介護サービス	なし あり	なし あり	
巡回	なし	あり	
食事介助	なし	あり	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	
おむつ代	なし	あり	
入浴(一般浴)介助・清拭	なし	あり	
特浴介助	なし	あり	
身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	
機能訓練	なし	あり	
通院介助(協力医療機関)	なし	あり	
通院介助(協力医療機関以外)	なし	あり	
生活サービス	なし あり	なし あり	
居室清掃	なし	あり	
リネン交換	なし	あり	
日常の洗濯	なし	あり	週2回(ホームの洗濯機・乾燥機で対応できるものに限ります。 衣類のたたみは致しません。) 体調不良時に実施
居室配膳・下膳	なし	あり	
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	
おやつ	なし	あり	
理美容師による理美容サービス	なし	あり	
買い物代行(通常の利用区域)	なし	あり	
買い物代行(上記以外の区域)	なし	あり	
役所手続き代行	なし	あり	
金銭・貯金管理	なし	あり	
健康相談サービス	なし あり	なし あり	
定期健康診断	なし	あり	年1回 実費
健康相談サービス	なし	あり	
生活指導・栄養指導	なし	あり	
服薬支援	なし	あり	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	

介護サービス等の一覧表

	月額の利用料等で、実施するサービス	別途利用料を徴収した上で、実施するサービス	備 考																								
入退院時・入院中のサービス 移送サービス(協力医療機関) 移送サービス(協力医療機関以外) 入退院時の同行(協力医療機関) 入退院時の同行(協力医療機関以外) 入院中の洗濯物交換・買い物 入院中の見舞い訪問	<table border="1"> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> </table>	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	<table border="1"> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td><td>あり</td></tr> </table>	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										
なし	あり																										

《介護サービスが必要な場合》

- ◆ 介護保険の要介護認定を受けている場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼してケアプランを作成、要支援認定を受けている場合にはご住所を置かれている市区町村が設置する地域包括支援センターに依頼して介護予防ケアプランを作成した上で、訪問介護（介護予防訪問介護）等の居宅サービス事業者と契約を締結することにより、各種の介護サービスを利
用できます。
- ◆ 介護サービス利用のご希望がある場合には、ホームまでご相談願います。

《 有料サービス一覧表 》

(税込)

No.	項目	内容/基準	単価
1	<p><u>ご家族等の利用者居室での宿泊（※）</u></p> <p>※ご家族等が、一時的に利用者居室に宿泊することができるサービスです。このサービスは、以下の限定的期間において、ベネッセスタイルケアが事前に認めた場合に限り、ご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始時 ・終末期の看取り時 <p>なお、利用者不在時のご家族だけの宿泊は認められません。</p> <p>*施設・設備利用料です（寝具・リネン類はホームにてご用意します）</p> <p>*食事は含まれません</p> <p>*前日までの申込みが必要です（ご利用者の急な体調変化に伴う付き添い希望の場合等にご相談ください）</p>	1泊2日 1名あたり	1,100円
2	<p><u>ご家族等への食事の提供</u></p> <p>*8日前までの申込みが必要です</p> <p>*申込期限を過ぎてのキャンセルはキャンセル料（全額）をいただきます</p>	朝食	308円
		昼食	473円
		夕食	473円
		特別食	1,650円

※ 上記サービスはホーム利用者のご家族等に提供するものです。